

地方自治体へ事務・権限の移譲に当たり想定される論点

【論点1】 地方移管の試行・検証に向けての「一体的な実施」について

- 出先機関の原則廃止に向けて、「成果と課題を十分検証する」ためにも、地方移管を含めた「一体的な実施」、管理体制のあり方などを具体的に検討すべきである。

【論点2】 一体的運営の業務範囲について

- 職業紹介、職業訓練受講指示、雇用保険、企業に対する給付金等、一体的運営の業務の範囲について検討すべきである。

【論点3】 国の各種システム・情報の活用について

- 職業紹介業務システム、雇用保険トータルシステムなど、就業支援には国が保有する全国ベースのシステム・情報について、自治体との共有など、一体的運用の中でどのように扱うか、検討すべきである。

【論点4】 福祉行政等との連携の範囲について

- 自治体が行う職業訓練、生活保護や生活福祉資金、公営住宅の斡旋等、様々な行政部局や市町村等の施策との連携、一体的運営をどこまでとするか検討すべきである。

【論点5】 協議会方式と特区申請との関係について

- 別途、自治体から特区提案がなされた場合、特区は特区として、運営協議会方式とは別物であり、内容について整理、検討すべきである。